

# 栄村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	2,157	4,117,605	699,773	526,655	12.79	8.0

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
25年度	60	217,369	32,557	78,136	328,062

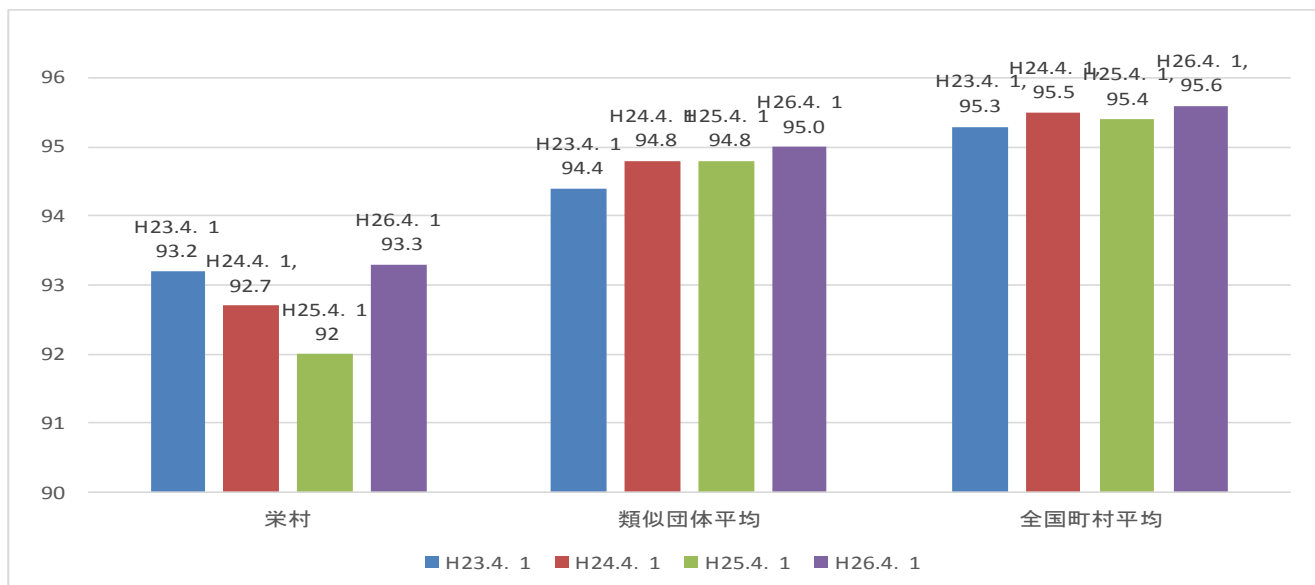
(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)24平均一人当たり給与費
千円	千円
5,468	5,614

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※栄村では人事委員会を設置しないため記載事項なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ  
イレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の  
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手  
当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施  
の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 【記入例】平成27年4月1日  
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、1級を及び2級の低位号俸は平  
均0.25%引上げ。3級以上の級の高位号俸は最大3.3%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平  
成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
栄村	45.1 歳	313,275 円	341,946 円	335,525 円
長野県	45.5 歳	342,899 円	399,942 円	376,841 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	41.6 歳	303,591 円	344,539 円	332,748 円

### (2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		栄村	長野県	国
一般行政職	大学卒	174,400 円	181,000 円	174,200 円
	高校卒	142,300 円	146,700 円	142,100 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

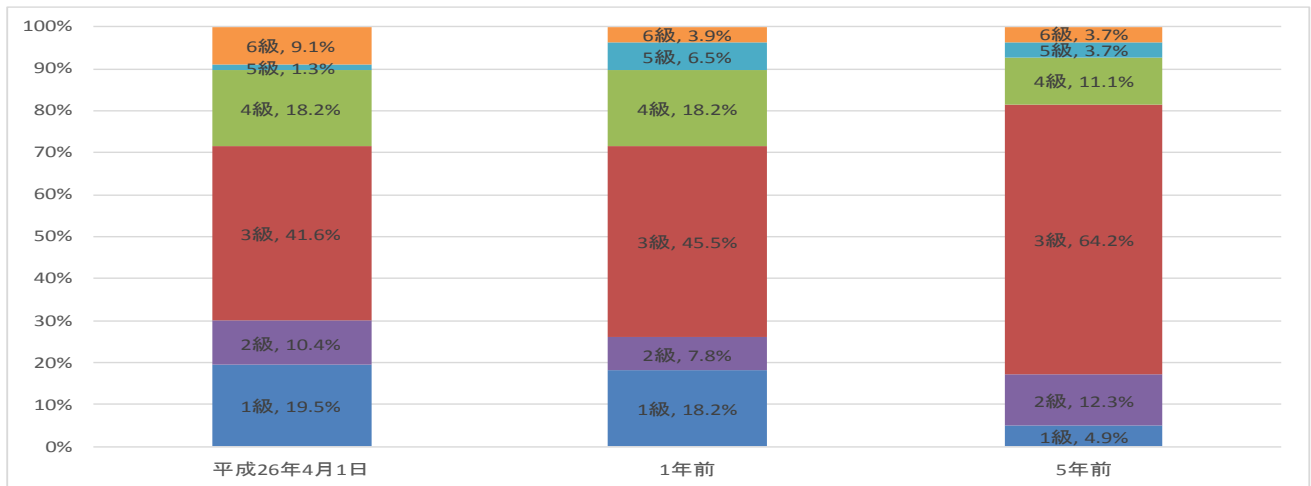
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	該当者なし	331,000 円	該当者なし	該当者なし
	高校卒	211,750 円	291,950 円	328,250 円	342,875 円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師、主事補、 技師補	13 人	17 %	137,800 円	245,200 円
2 級	主任主事、主任技師	11 人	14 %	187,900 円	309,600 円
3 級	係長、主査、主任	30 人	38 %	224,900 円	356,900 円
4 級	課長補佐、参事、主幹	15 人	19 %	263,900 円	390,600 円
5 級	課長及び参事	2 人	3 %	291,100 円	403,100 円
6 級	参事幹	7 人	9 %	322,500 円	425,200 円

- (注) 1 栄村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映はしておらず、一律支給。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

栄村	長野県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,312千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,584千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当への勤務成績の反映はしておらず、一律支給。

### (2) 退職手当(26年4月1日現在)

栄村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前勸奨退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		

### (3) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		10,920千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		10,920千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		1%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
地域医療指導 手当	医師及び歯科医師	診療所及び歯科診 療所	10,920千円	月額1,000,000円 以内で村長が定 める額

### (4) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	2,958千円
職員1人当たり平均支給額（25年度決算）	51千円
支給実績（24年度決算）	2,978千円
職員1人当たり平均支給額（24年度決算）	50千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

### (5) その他の手当（27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価		国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 ( 2 5 年 度 決 算 )	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 2 5 年 度 決 算 )
扶 養 手 当	区 分	手 当 の 額	同	—	9,746千円	162,400円
	配 偶 者	13,000円				
	そ の 他	1人につき6,500円 （職員に配偶者が いない場合はその うち1人については 11,000円） なお、扶養親族であ る子のうち、満15 歳に達する日後の 最初の4月1日から 満22歳に達する日 以後の最初の3月31 日までの間にある 子については、当該 子の扶養手当の月 額に5,000円を加算 した額を当該子の 扶養手当の月額と する。				
住 居 手 当	住宅を借り受け月額12,000円 を超える家賃を支払っている 職員に対して支給  借家等 【家賃月23,000円以下】		同	—	1,332千円	22,200円

	支給額 = 家賃相当額 - 12,000円 【家賃月 23,000円以上】 支給額 = 11,000円 + (家賃相当額 - 23,000円) × 1/2  自宅 支給なし				
通勤手当	交通用具使用者の支給額 2,000円 ~ 24,500円 特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	異	交通用具使用 距離区分	3,362千円	5,600円
管理職手当	課等の長 給料月額 の 5%	異	—	2,589千円	43,150円
宿日直手当	宿日直業務 1回 4,200円	同	—	4,108千円	68,466円
寒冷地手当	支給日 10月 30日 世帯主であり扶養親族が 3人以上ある職員 97,800円、世帯主であり扶養親族が 1人又は 2人ある職員 81,500円、準世帯主である職員 49,100円、その他の職員 34,200円	異	支給期間 11月 ~ 3月 扶養親族のある世帯主月額 17,800円、その他の世帯主月額 10,200円、その他月額 7,360円	3,973千円	66,217円

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	606,000円 (534,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 787,000円/495,000円
	副 市 町 村 長	514,000円 (463,000円)	647,000円/421,500円
報 酬	議 長	221,000円	310,000円/171,100円
	副 議 長	146,000円	251,000円/119,000円
	議 員	129,000円	230,000円/100,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	2.9月分 (27年度支給割合)	
	議 長 副 議 員	3.05月分 (27年度支給割合)	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 606,000円 × 20.4 (支給率)	(1期の手当額) 12,362千円 (支給時期) 任期毎
	副 市 町 村 長	514,000円 × 12.192 (支給率)	6,267千円 任期毎
	備 考		

(注) 1 ( ) 内の額は特別職の職員等の給与の特例に関する条例により設定されたもので、平成 24 年 6 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで適用されます。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

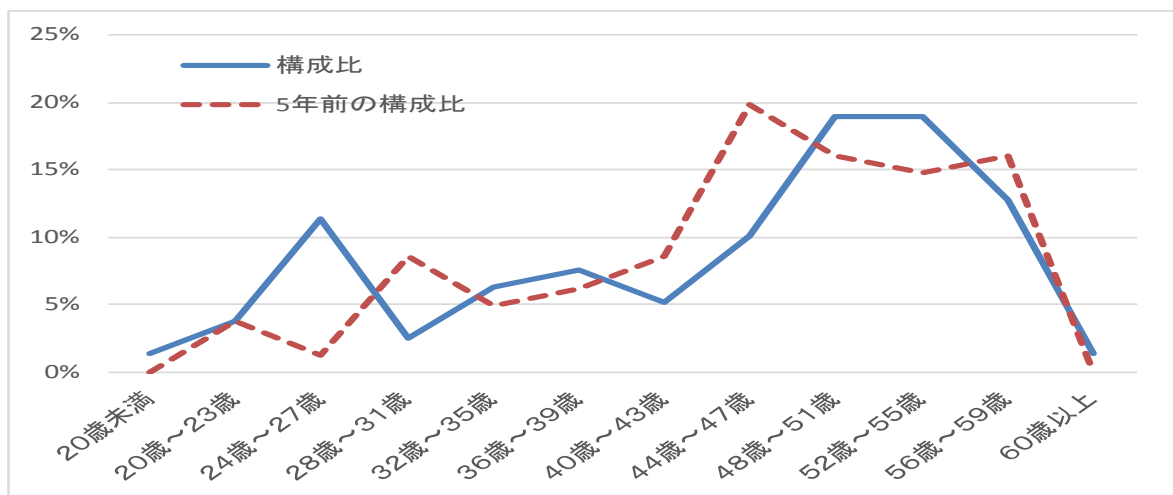
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	
		総 務	14	13	△ 1	
		税 務	3	3	0	
		農 林 水 産	8	8	0	
商 工		4	4	0		
土 木		6	6	0		
民 生		10	12	2		
衛 生		8	8	0		
	計	54	55	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 287.44人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 207.11人)	
	教育部門	7	7	0		
	小 計	61	62	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 254.98人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 172.33人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	小 計	病 院	7	7	0	
		水 道 そ の 他	1 10	1 9	0 △ 1	
	合 計		79	79	0	
			[ 100 ]	[ 100 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未 満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以 上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1	3	9	2	5	6	4	8	15	15	10	1	79

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	56	53	56	53	54	55	△1(△1.8%)
教育	13	12	9	7	7	7	△6(△46.2%)
普通会計計	69	65	65	60	61	62	△7(△10.1%)
公営企業等会計計	12	13	11	17	18	17	5(41.2%)
総合計	81	78	76	77	79	79	△2(△2.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。